

平成 25 年 6 月 12 日（水）

平成 25 年度税制改正セミナーのご案内

税理士法人 あい会計社
代表社員 緒方郁夫

各位

拝啓

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 25 年 3 月 29 日に平成 25 年度税制改正が可決され、すでに一部の改正事項は 4 月 1 日から施行されています。

◆法人税に関しては、いわゆる「アベノミクス」と称される景気浮揚策の一つとして、雇用・設備投資拡大に対する税制上の恩典を設けています。

◆また、所得税については、最高税率の引上げが行われますが、来年 4 月からの消費税率の引上げや平成 25 年からの復興特別所得税による国民全体の負担増に配慮し、高額所得者に負担を求める結果となっています。

◆最後に、相続税・贈与税関係では、なんとといっても直系尊属からの教育資金の一括贈与の非課税制度が世間の注目を浴びていますが、この制度も中途解約ができないなど慎重な判断も必要とされます。

本セミナーでは、納税者の皆様に身近な事項をできるだけ平易に解説したいと思えます。

時節柄、ご多忙とは存じますが、万障お繰り合わせの上、ご参加のほどお願い申し上げます。

敬具

記

平成 25 年 7 月 18 日（木）仏教伝道センタービル 8 F にて

第 1 部（13：30～14：15）法人税関係

- ◇交際費等の損金不算入限度額の一部廃止
- ◇雇用者給与支給額の増加に対する税額控除制度（新設）
- ◇消費税率増額に伴う経過措置の概要等

第 2 部（14：20～15：00）所得税関係

- ◇所得税の最高税率の改正
- ◇住宅税制の改正点と現状の制度のまとめ
- ◇金融・証券税制の改正点と現状制度との比較等

第 3 部（15：10～16：30）相続税・贈与税関係

- ◇相続税の基礎控除及び最高税率の改正
- ◇住宅資金贈与の非課税制度の改正
- ◇教育資金の一括贈与の非課税制度（新設）等

講師には、あい会計社所属の宮内秀憲、杉村麻里及び東京国際会計所属の福島昭宏を予定しています。